

埼玉純真短期大学、平成国際大学及びものづくり大学の連携協力協定書

埼玉純真短期大学、平成国際大学及びものづくり大学は、3大学の教育研究と学術交流及び地域連携活動における協力促進のため、この協定を締結する。

第1条 この協定は、3者における教育研究と学術交流及び地域連携活動における協力の促進を図ることを目的とする。

第2条 3者は、お互いの自主と平等互恵の精神を尊重し、友好協力関係の発展に努力する。

第3条 3者は、前2条の目的を達成するため、次の事項を実施するよう努力するものとする。

- (1) 教職員の相互交流
- (2) 共同の教育研究活動の促進
- (3) 学術研究情報の交換
- (4) 学生の相互交流
- (5) 地域連携活動における協力
- (6) その他この協定の目的と合致する事項

第4条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関する必要事項は別に定める。

第5条 この協定の実施に伴う必要経費は、3者各々が負担することを原則とする。

第6条 この協定の実施に必要な事項は、3者が別に協議する。

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、3者のうちいずれか一者から異議申し立てがない場合は、さらに3年ごとに更新するものとする。

以上の協定の証として、本協定書3通を作成し、3者各々1通を保有する。

平成30年11月9日

羽生市下岩瀬430  
埼玉純真短期大学学長



加須市水深大立野2000  
平成国際大学学長



行田市前谷333  
ものづくり大学学長

